

東日本大震災支援かつしかネットワーク 会則

第1章 総則

(名称)

第1条

この組織は、東日本大震災支援かつしかネットワーク（略称を「かつしかネットワーク」とする。また、当会則の中では「ネットワーク」という。）と称する。

(事務所)

第2条

ネットワークは、事務所を東京都葛飾区亀有3-10-19-603に置く。

(目的)

第3条

ネットワークは、東日本大震災及びその他災害の被災住民の地域復興、まちづくりにおける支援活動に寄与することとし、営利を目的としない活動を行う。

(業務)

第4条

ネットワークは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 東日本大震災及びその他災害の被災地域の復興支援活動
- (2) 東日本大震災及びその他災害の雇用促進サポート活動
- (3) 首都圏避難者等の生活支援活動
- (4) その他ネットワークの目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条

ネットワークの会員は次の2種とする。

(1) 正会員

ネットワークの目的に賛同する個人

(2)協力（賛助）会員

ネットワークの目的に賛同し、物資及び資金援助する団体
（会費）

第6条

会費は設けない。

（入会）

第7条

会員になろうとする者は、代表または事務局へ入会申込の旨を申し出、その承認を得なければならない。

（退会・除名・除籍）

第8条

- 1 会員が退会しようとするときは、代表または事務局に届け出る。
- 2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- 3 会員がネットワークの目的に反する行為をとり、または秩序を乱したときは、代表または事務局は当該会員を除名することができる。

第3章 役員

（種類及び定数）

第9条

ネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 1人
- (3) 経理 1人以上2人以内
- (4) 事務局 1人以上3人以内

（選任等）

第10条

代表、事務局は定例会において選任する。

（職務）

第11条

- 1 代表は、ネットワークを代表する。
- 2 副代表は。代表を補佐する。

- 3 経理は、このネットワークの会計業務、小口現金管理を執行する。
- 4 事務局は、このネットワークの連絡及び事務業務を執行する。

(任期)

第12条

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

(種別)

第13条

このネットワークの会議は、定例会及び臨時例会の2種とする。

(構成)

第14条

定例会は会員をもって構成する。

(権能)

第15条

定例会は、業務計画の決定、業務報告の承認、その他このネットワークの運営に関する重要な事項の決定をおこなう。

(開催)

第16条

定例会は、毎週1回開催する。

(招集)

第17条

- 1 定例会は毎週土曜日19時から開催。
- 2 臨時例会は、必要に応じ適宜メーリングリスト等で召集する。

(議長)

第18条

- 1 定例会の議長は、代表または事務局がこれにあたる。
- 2 臨時例会の議長は、代表又は代表が指名した会員がこれにあたる。

(議決)

第19条

定例会の議事は、この要綱で別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第5章 資産及び会計

(財産の管理)

第20条

ネットワークの財産は、定例会にて選出された者(経理担当)が管理する。

(会計年度)

第21条

ネットワークの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。経理は毎年の資産と会計の報告をしなければならない。

第6章 補足

(委任)

第22条

この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、定例会にて議決を経て、事務局が別に定める。

付則

1 この要綱は、ネットワーク設立の日(2011年3月18日)から施行する。

改定

- 1 事務局住所変更、役員変更・追加 (2013年4月1日)
- 2 第3条(目的)に非営利活動である文言を追加(2014年1月15日)
- 3 第1条(名称)に略称を追加。(2014年3月4日)